

議案第二十七号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
例

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「並びに」を「、」に、「において同じ」を「並びに第十八条の三第一項において同じ」に、「」又は「を」以下同じ。）」又は「に改め、同条第二項中「親族を含む」の下に「。第十八条の四第一項において同じ」を加え、「並びに」を「、」に、「において同じ」を「並びに第十八条の三第一項において同じ」に、「」又は「を」以下同じ。）」又は「に改める。

第十一条の二（見出しを含む。）中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十一条の三の見出しを削る。

第十七条第一項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十八条の三 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（介護についての申出があった場合における意向確認等）

第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で

定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が満四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 教育委員会は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするために、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の二の規定に新たに該当することとなる者からの超過勤務の制限に係る請求及び改正後の条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するため、本案を提出いたします。